

◎新潟県選挙管理委員会告示第102号

新潟市南区の区域において新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙が行われることとなったため平成24年11月23日から当該選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求、解職の請求又は合併協議会設置の請求のための署名を求めることができない。

平成24年11月22日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明